

2 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第39号を発行させていただきます。

お正月は温暖で過ごしやすかったのですが、その後急に寒波が来て寒くなって体調管理が大変だったと思います。風邪などひいておられませんでしょうか。

今月は、昨年12月に嵐山に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、ライトアップされた嵐山の渡月橋です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**平成27年分の確定申告について**、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**花粉症への対象法のご紹介**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

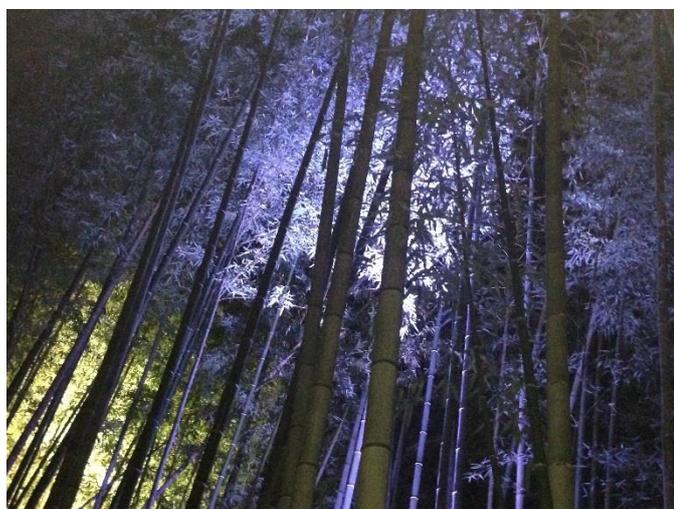
2 平成27年分の確定申告について

平成27年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。個人事業主の方々は、昨年の書類の整理を済ませて

確定申告を提出する準備をしないといけない時期になってきました。そこで、平成27年分の確定申告について簡単に説明することにいたします。

提出期間	申告所得税 H28年2月16日からH28年3月15日まで。 なお還付申告（所得税の還付をしてもらう申告）につきましては、2月16日以前でも提出することは可能です。 *早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。																								
	消費税 H28年2月16日からH28年3月31日まで。																								
変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・(住宅借入金特別控除の適用期間延長) 住宅借入金特別控除の適用期間（H29年12月31日）がH31年6月30日まで1年6カ月延長されています。 ・(所得税の税率改正) 所得税の税率について、次の通り改正が行われています。 																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税される所得金額</th> <th>税率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195万円以下の金額</td> <td>5%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>330万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>695万円以下の金額</td> <td>20%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>900万円以下の金額</td> <td>23%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1800万円以下の金額</td> <td>33%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4000万円以下の金額</td> <td>40%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4000万円超の金額</td> <td>45%</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table>	課税される所得金額	税率		195万円以下の金額	5%		330万円以下の金額	10%		695万円以下の金額	20%		900万円以下の金額	23%		1800万円以下の金額	33%		4000万円以下の金額	40%		4000万円超の金額	45%	新設
課税される所得金額	税率																								
195万円以下の金額	5%																								
330万円以下の金額	10%																								
695万円以下の金額	20%																								
900万円以下の金額	23%																								
1800万円以下の金額	33%																								
4000万円以下の金額	40%																								
4000万円超の金額	45%	新設																							

納付	現金で納付される場合 申告所得税 平成 28 年 3 月 15 日まで 消費税 平成 28 年 3 月 31 日まで 振替納税を利用されている場合 申告所得税 平成 28 年 4 月 20 日 消費税 平成 28 年 4 月 25 日
延納	申告所得税額を 1 回で納付するのが困難な場合に 2 回の分割にすることができます。 延納を届け出る額によっては利子税 (1.8%) が必要になる場合がございます。



(写真は、ライトアップされた嵐山の竹林の小径です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

マイナンバー関連

日経新聞に「通知カード 362 万通未達 マイナンバー全体の 6% 総務省集計」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・マイナンバー制度の通知カードのうち、全体の 6.2% に当たる 362 万通が本人に受け取られず、市区町村に保管されていることが 19 日、総務省の集計で分かった。
- ・通知カードは昨年 10 月から、住民票の住所に世帯ごとにとまとめて郵送が始まったが、作成漏れなどが見つかり、一部は今月にずれ込んだ。

などと書かれておりました。

*郵便局での保管期限が過ぎた後、市区町村に保管が移った後にどのように受取に行けばいいのかを該当する方にお伝えしておりますが、その方法をご存じの方がほとんどいらっしゃいませんでした。そのあたりの手続きについて国民に伝えていかないといけないように思います。



(写真は、ライトアップされた嵐山の大河内山荘の庭園です)

マイナンバー関連 2

日経新聞に「企業のマイナンバー利用 顧客確認「年 22 円」で 割引で普及へ弾み 総務省」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・総務省はマイナンバーを用いた本人確認サービスを民間企業が安く使えるようにする。
- ・生命保険会社などが顧客の住所変更や死亡などの際に本人確認のために全国の自治体で作るサービスの運営団体に払う料金を大幅に割り引く。
- ・このサービスを使うと、企業がこれまで、独自に実施していた本人確認作業が簡単になる。
- ・銀行が導入した場合に個人番号カードで本人確認ができれば、口座を開くときに運転免許証のコピーなどの書類を提出しなくてもよくなる。
- ・個人番号カードをキャッシュカードやクレジットカードの代わりとしても使えるようになる。
- ・総務省が料金を割り引くのは企業がこの機能を使う場合だ。当初は本人確認 1 回につき 22 円を取る制度になっていたが、例外規定を新たに設け、同じ顧客なら

ば年額 22 円で何度でも本人確認ができるようにした。などと書かれておりました。

*マイナンバー制度を普及させるために様々なサービスを今後実施していくようですが、マイナンバーカードがキャッシュカードやクレジットカード代わりとして使えるようにするというのは、いかがなものでしょう。マイナンバーカードを財布などに入れて持ち歩くことになるので、私はマイナンバーカードにキャッシュカードやクレジットカード機能を付けることはしないでおうと考えています。



(写真は、嵐山の野宮（ののみや）神社で行われていた行事の様子です）

国民年金保険料関連

日経新聞に「国民年金保険料 100 円上げ 産前産後免除の財源に」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・厚生労働省は 2019 年度にも国民年金の保険料（現在は月額 1 万 5590 円）を月額 100 円程度引き上げる方針だ。
- ・自営業やパートで働く女性が出産する際に産前と産後の保険料を免除する制度を同年度にも導入する財源に充てる。
- ・国民年金の保険料は 17 年度まで毎年引き上げた後は固定することになっていたが、追加負担が発生することになる。
- ・制度導入にかかる費用は年間で約 100 億円になる見

通し。この分は国民年金の保険料を月 100 円程度引き上げてねん出する。

- ・産前産後の軽減策では、納めなくても将来の年金額が減らないようにする。
- などと書かれておりました。

*これまでは国民年金加入者には、産前産後の免除がなかったため、免除制度ができるのはいいことなのですが、その費用を国民年金加入者に安易に負担させようとしています。が、その他の優先順位の劣る予算を削って負担額を減らす検討もしていただきたいと思います。

相続税関連

日経新聞に「「マンション節税」防止 相続税 高層階、評価額上げ」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・総務省と国税庁は 2018 年にも、価格の割に相続税が安くて済む高層マンションを節税目的で購入する動きに歯止めをかける検討に入った。
- ・現在は階層や購入価格にかかわらず一律となっている相続税の「評価額」を高層階に行くほど引上げ、節税効果を薄める。
- ・今回の見直しで、評価額に対し毎年 1.4%の税率がかかる固定資産税も、高層階の税負担が増える見込みだ。
- ・総務省と国税庁は実際の物件価格に合わせ、階によって評価額を増減するよう計算方法を見直す。具体的な増減幅は今後詰める。

などと書かれておりました。

*相続税の節税目的で一部の資産家が利用されている方法です。規制する方向に動くのだろうなと思っていましたが、やはり対策に動き始めたようです。

4 花粉症への対処法のご紹介

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、2 年ほど前に取り上げさせていただいてはおりますが、これから花粉症（アレルギー性鼻炎）で苦しんでいる方が多い時期だと思われるので、その花粉症への対処法を再度ご紹介させていただきます。

花粉症への対処法としてご紹介させていただきますのは、以前の事務所便りにて「イネイト整体」のご紹介をさせていただきましたが、そちらで教えていただいた対処法でございます。

それは「FIT (フィット) フィンガー・インフォメーション・テクニック」というテクニックのうちの1つとして、**右手の小指を使うだけの簡単なもの**です。

やり方としては、**右手の小指を下の写真のように鼻の穴に向けて30秒〜1分ぐらいかざします。その間かざす場所を1カ所に集中させるのではなく、小刻みに右手の小指を動かしてください。これを両方の鼻の穴にしてください。個人差はあると思いますが、5分〜10分ぐらいで症状が落ち着いてきます。**



その他には目のかゆみにも利用していただけます。目を閉じて顔の上に右手の小指を小刻みに動かしながら同様にかざしていただくだけです。

あとは、**のどの痛みには、口を開けてのどに向けて右手の小指を同様にかざしていただくだけです。**

これで根本的に治るというわけではなく対処法なので、また症状が現れましたら、また右手の小指を患部にかざしていただくことの繰り返しです。

不思議だと思いませんか。もともと人間には、皆さんが知らないだけで不思議な力を持ち合わせているのです。**右手の小指には、抗炎症剤の役目が備わっているようです。**薬を飲む回数を減らせるはずですので、ぜひ試してみてください。

私が直接お会いする機会のある方には、詳しい説明をさせていただけるのですが、掲載している写真と説明文章でなんとかやり方は理解していただけたのではないかと考えております。

あとは、**イネイト整体サロンにて花粉症の症状を和らげてくれる花粉症対策用のペンダント「ペンダント花粉」**

を販売しております。このペンダントにご興味がありましたら、お声をかけてください。私のクライアント先であります「梅田むつう整体院」をご紹介させていただきます。

【参考文献】

・NPO 法人 イネイト健康法実践研究会が発行している「FIT (フィット)」に関するパンフレット

5 編集後記

私のクライアント先様で JR 神戸線の塚本駅近くの柏里商店街で囲碁サロンを運営されている方がいらっしゃいます。



これまで囲碁をしたことがなかったので、最初は、営業中にお伺いして仕事の打ち合わせだけをさせていただいていたのですが、私の事務所から近いこともあり、仕事の打ち合わせの際に時間があれば、少しずつではありますが囲碁を教えていただくことになりました。

今は少しずつ初心者向けの囲碁の書籍を自宅で読んで碁盤に慣れていってる最中です。3月15日の確定申告事務が終わるまではなかなか教わる時間が取れそうにないので、4月から定期的に囲碁を教わろうと思っています。

囲碁にご興味がありましたら初心者の方でも親切に教えていただけますので、囲碁サロンに行ってみられてはいかがでしょうか。JR 塚本駅のお近くの方はぜひ写真の囲碁サロン ロペに足をお運びください。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。